

コメリカードはクレジットカードにコメリポイントサービスが附帯されたカードです。クレジットカードとしては、「コメリカード会員規約」「ケックローライン利用特約」「カード会員保障制度規約」と「株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」が適用されます。コメリポイントサービスとしては、「コメリポイントサービス規約」と「株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されます。なお、ETCカードをお申し込みの場合は「ETC専用カード利用特約」も適用されます。ご利用になる前にご一読ください。

コメリカード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (本人会員及び家族会員)

- (1) 本人会員とは、本規約を承認の上、株式会社コメリキャピタル（以下「当社」という）に対し、当社が発行する「コメリカード」（クレジットカード）（以下「カード」という）に入会申込みをされた個人の方で、当社が入会を適格と判断して認めた方をいいます。
- (2) 家族会員とは、本人会員がその家族のうち3名（高校生を除く18歳以上の方）を限度として指定した方で、かつ本規約を承認の上申込みをされ当社が入会を認めた方で、当社が「家族カード」を貸与した方をいいます。家族会員は、本人会員と同一の利用条件の家族カードを利用できます。
- (3) 本人会員は、家族会員の家族カード利用（ETC専用カード利用を含む）に関し生ずる本規約に基づく一切の債務につき、自己の債務として当社に対し負担します。

第2条 (カードの貸与と取扱い)

- (1) 当社は、本人会員及び家族会員（以下本人会員及び家族会員の両者を「会員」という）に対し、本人会員からの入会申込みに基づき、カードを会員1名につき1枚貸与します。また、当社は、本人会員の入会申込みにより、当社が適格と判断し認めた場合、カードに付随するETC専用カード（以下「付随カード」という）を貸与します。なお、カード、家族カード及び付随カード（以下これらを単に「カード」という）の所有権は、当社に帰属します。
- (2) 本人会員は、家族会員に対し、本規約の内容を遵守させる義務を負います。会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署し、カードを他人に使用されることのないよう善良なる管理者の注意義務をもって、カードを使用し、保管します。
- (3) カードは貸与された会員のみが利用でき、他人に貸与し、譲渡し、質入れし、又は担保提供することは一切できません。
- (4) 会員が(2)項又は前項の規定に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払は本人会員の負担とします。
- (5) 当社は、脱会の申出のない会員で、かつ、当社が引き続き会員と認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。更新カードを発行する時期は、次の各号のいずれかの事由により当社が定めます。
 - ①有効期限が到来するとき。
 - ②カードの機能に変更があるとき。
 - ③カードのデザインに変更があるとき。
 - ④その他当社が必要と認めたとき。
- (6) 前項に基づき更新カードを発行するときは、カードデザイン及びカードの機能は当社所定とします。

第3条 (カードの有効期限)

- (1) カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に表示された年月の末日までとします。
- (2) 会員は、更新カードの送付を受けたときは、従前のカードを有効期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において直ちに切断の上、破棄します。
- (3) カードの有効期限内におけるカード利用代金の支払については、有効期限後といえども、本規約が適用されます。

第4条 (暗証番号)

- (1) 会員は、入会申込時に他人に容易に推測されない4桁の数字の組合せを暗証番号として当社に届け出ます。届出がなされなかったとき、又は当社が不適切と判断した暗証番号（生年月日、自宅等の電話番号、0000又は9999等）が指定されたときは、会員は、当社が会員の暗証番号を指定し登録することを、あらかじめ承諾します。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう十分注意し管理します。暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除き、暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、本人会員がこれを負担します。
- (3) 会員は、当社の定める方法により、暗証番号を変更することができます。

第5条 (年会費)

本人会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に、当社が通知または公表する年会費を負担します。ただし、当社が認める場合は、免除されます。
 なお、年会費は、理由のいかんを問わず、返還されません。また、年会費のみの請求の場合は、カードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第6条 (カードの利用可能枠)

- (1) 会員のカードの利用可能枠（以下「カード利用可能枠」という）は、家族会員の利用を含んで、次の①～③の利用可能枠とし、所定の審査に基づき当社が定め、当社所定の方法により、本人会員に通知します。
 - ①カード利用可能枠・・・第II章第4条(1)項①で定める1回払いのカードショッピングで利用可能な枠。ただし、ショッピングリボ・分割枠又はキャッシング枠として利用したときは、その利用金額分が減額となります。
 - ②ショッピングリボ・分割枠・・・①のカード利用可能枠の内枠で、第II章第4条(1)項②及び③で定める分割払い又はリボ払いのカードショッピングで利用可能な枠
 - ③キャッシング枠・・・①のカード利用可能枠の内枠で、カードキャッシングで利用可能な枠
- (2) 当社は、適当と認めた場合、いつでもカードショッピングの利用可能枠を増額又は減額できます。
- (3) 当社は、適当と認めた場合、いつでもカードキャッシングの利用可能枠を減額でき、いつでも減額した利用可能枠を減額前の利用可能枠まで増額できます。また、会員は、当社が貸金業法所定の要件等に対応するため、カードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、実際に利用できる金額の減額又は増額を随時行うことを、あらかじめ承諾します。また、当社が適当と認め本人会員が承諾した場合は、貸金業法所定の範囲内で、カードキャッシングの利用可能枠を増額できます。
- (4) 会員は、(1)項①～③に定めるそれぞれの利用可能枠を超えてカードを利用してはなりません。会員は、当社の承認を得ずに(1)項①～②に定めるカードショッピングの利用可能枠を超えてカードを利用したときは、当社に対し、直ちに利用可能枠を超えた金額を一括して支払います。
- (5) 日本国外でのカードショッピングの利用可能枠は、当社又は株式会社ジェーシービー（以下「ブランド」という）が各国で定めた金額までとします。
- (6) 本人会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合の利用可能枠は、それらのカードの利用可能枠を合算した額ではなく、それらのカードのうち最も高い利用可能枠(最高利用可能枠)までとし、それぞれのカードごとに当社が定めた利用可能枠の範囲で、かつ、それらのカードの利用額を合算した額が最高利用可能枠を超えない範囲までとします。

第7条 (カードの機能)

- (1) 会員は、カードを利用して、当社及び当社加盟店並びにブランドの日本国内及び日本国外の加盟店で、商品の購入とサービスの提供を受けることができます。
- (2) 当社が認めた会員は、日本国内の当社が契約している金融機関、カード会社及び提携先が設置しているATM（現金自動貸出機）又はCD（現金自動貸出機）で、所定の手続により、金銭の借入れ（キャッシングサービス）を利用できます。日本国外においては、キャッシングサービスの利用は、できません。

第8条 (カード利用による支払金等の締切日と支払方法等)

- (1) 会員のカードショッピングの利用代金及び包括信用購入あっせんの手数料（以下「ショッピングの支払金」という）並びにカードキャッシングの融資金及び利息（以下「キャッシングの支払金」という）、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という）の支払は、原則として当社指定の金融機関の中から本人会員があらかじめ届け出た本人会員名義の預貯金口座（当社が認める場合は別名義の預貯金口座を届け出ることできるものとする。以下「振替口座」という）から口座振替又は自動払込み（以下双方を「口座振替」という）の方法により、支払うものとします。

- (2) ショッピングの支払金及びキャッシングの支払金については、毎月末日を締切日とし、以下第二章第4条又は第三章第2条に定める方法により算出した支払金を、本人会員が当社に届け出た振替口座から、締切日の翌月26日（口座振替を契約しているその金融機関が休業の場合は翌営業日。以下毎月26日を「約定支払日」という）に、口座振替の方法により支払います。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備又は金融機関との口座振替契約の解約若しくは失効により口座振替ができない場合、その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座へ振込む方法にて毎月26日（その金融機関が休業の場合は翌営業日）までに、または当社と収納代行契約を締結した（株）コメリのコメリ来店払いの場合は毎月26日までに、支払います。この場合の金融機関又は収納代行会社に対する手数料等は、原則として会員が負担するものとします。また、当社若しくはブランドの加盟店等の都合又は支払方法により、翌々月以降の26日からの支払になる場合があることを、本人会員は、あらかじめ承諾します。
- なお、本人会員は、残高スライド元利定額リボルビング払い（包括信用購入あっせんの手数料・利息「with in方式」：以下「リボ払い」と略称）の場合は、残債務額に包括信用購入あっせんの手数料（ショッピングの場合）又は利息（キャッシングの場合）を加えた額が当社所定の弁済金（キャッシングの場合は支払額）に満たないときはその額を、一括払いの場合は、元本に包括信用購入あっせんの手数料又は利息を加えた額を支払います。
- (3) 残高不足等本人会員に起因する理由により、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社指定の金融機関口座へ当社指定の日までに、振込む方法又は当社指定の収納代行業者による収納代行等その他の方法により支払います。この場合の金融機関又は収納代行業者に対する手数料等は、会員が負担するものとします。
- (4) お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全部または一部につき口座振替がなされることがあります。

第9条 （日本国外利用代金の決済レート等）

会員の日本国外におけるショッピングの支払金は、所定の売上票又はジャーナル（伝票）記載の外貨額をブランド又は当社提携金融機関が決済処理を行った時点でのレートに各社所定のレートを加えたレートで円貨に換算の上、国内のカード利用代金と同様の方法で支払います。

第10条 （支払金等の充当順序及び充当方法）

- (1) 本人会員の当社に対する債務の支払が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに満たない場合は、本人会員への通知なくして当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務に充当しても、本人会員は異議ありません。ただし、リボ払いの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。
- (2) 本人会員は、振込み等により支払われた金額が当月充当すべき金額を超えている場合や口座振替による支払と重複している場合において、キャッシングの利用残高又はショッピングのリボ払い残高があるときは、その以降残高へ優先的に充当処理すること、リボ払い以外のショッピングの利用残高のみがあるときは、当社の判断により、任意のショッピングの支払金の入金とみなし前受金処理することに同意します。ただし、本人会員から過剰入金部分について返金の申出がある場合で、過剰入金部分から振込手数料等を差し引いてなお残金があるときは、速やかに返金します。

第11条 （費用等の負担）

- (1) 本人会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用（送金手数料等）を負担します。
- (2) 本人会員は、カード利用に関し、次の費用を当社の請求により、支払います。
- ①支払遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の当社所定の再振替手数料
 - ②割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料
 - ③契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払に充てられるべきもの
 - ④強制執行の費用、競売の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
- (3) 本人会員は、カードキャッシングを除くカード利用による支払金等の支払遅滞等、本人会員の責めに帰すべき事由により、当社が振込用紙を送付した場合の振込用紙送付手数料（1回につき200円及び消費税相当額）、当社が訪問集金した場合の訪問集金費用（1回につき1,000円及び消費税相当額）を、当社の請求により、支払います。
- (4) 本人会員は、当社が本人会員に対して第15条(1)項①に基づく書面による催告をしたときは、その催告に要した費用を当社の請求により、支払います。
- (5) 本人会員は、会員が当社の提携する金融機関等のATMでキャッシングサービスを利用した場合に、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額のATM利用料を当社の請求により、支払います。
- (6) 本人会員は、当社に支払う費用等について公租公課が課される場合又は公租公課（消費税込み）が変更される場合は、その公租公課相当額又はその増額分を負担します。
- (7) 本人会員は、当社から割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面以外の各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払います。

第12条 （カードの紛失、盗難等）

- (1) カードの紛失、盗難、詐取又は横領等（以下単に「紛失盗難等」という）により他人が会員のカードを使用したときは、そのカード利用代金等は本人会員において負担します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、会員が紛失盗難等の事実を当社及び最寄りの警察署へ速やかに届け出るとともに、当社所定の届出書を当社に提出した場合、当社が別に定める後記「カード会員保障制度規約」の定めにより当社が認めたときは、その不正使用による本人会員の損害を保障するものとします。
- (3) 偽造カードの使用被害その他カード番号盗用被害（以下単に「偽造被害等」という）に係るカード利用代金については、本人会員は、支払の責めを負いません。この場合、会員には、被害状況等の調査にご協力頂きます。
- (4) 前項の規定にかかわらず、偽造カードの作出又は偽造被害等において会員に故意又は過失があるときは、その不正利用代金について本人会員が支払の責めを負います。
- (5) カードは、原則として、再発行しません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り、再発行します。この場合、本人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払います。
- (6) 会員は、カードの悪用被害を回避する目的等で当社が必要と認めた場合、カードの差替えに協力します。

第13条 （カード送付途中の事故に関する補償）

当社から郵送、宅配などにより送付したカードが直接本人会員に届くまでの間に、万一、紛失又は盗難等により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じたカード利用による支払金等相当額の損害は、本人会員に対し請求しません。

なお、当社からカードを送付した旨の連絡を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、本人会員は、直ちに当社所定の届出書により当社に届け出ます。

第14条 （脱会並びに会員資格の取り消しと利用の停止等）

- (1) 会員の都合により脱会する場合は、当社所定の方法にて当社あてにその旨の届出を行い、直ちにカードを切断後当社あて返却し、又は会員の責任で破棄します。
- なお、本人会員のカードの脱会手続完了は、本人会員のカード利用による支払金等当社に対する未払債務が完済した時とし、脱会手続後に利用加盟店から当社に請求がなされた場合又は継続的役務の支払方法が変更されていない場合は、当社から請求を行い、本人会員は、これを支払います。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなく、カードの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができます。会員資格が取り消された場合、会員資格に基づく権利を喪失します。カードの利用を停止又は会員資格を取り消した場合、当社が必要と認めるときは、速やかにカードを当社に返却するものとします。また、当社に対する未払債務は本規約の定めに従い支払義務を負い、カードの利用の停止又は会員資格の取り消し後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。また、これらの措置とともに加盟店にそのカードの無効を通知することがあります。
- ①入会時に住所、氏名、生年月日、勤務先若しくは年収等の入会申込書記入事項又は提出若しくは申告事項について、虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③会員が第15条(1)項又は(2)項のいずれかに該当したとき。
 - ④信用情報機関の情報等により、会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化の恐れがあると当社が判断したとき。
 - ⑤クレジットカード現金化（買取屋による方式又はキャッシュバック方式。ただし、これらの方式に限らない。クレジットカード現金化に関して、詳しくは（社）日本クレジット協会のホームページ（<http://www.j-credit.or.jp/>）をご覧ください。）など、カードの利用状況が不適当又は不審であると当社が判断したとき。
 - ⑥住所変更等の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡が不能と判断したとき。
 - ⑦会員が死亡したとき、又は本人会員の親族等から本人会員が死亡した旨の連絡があったとき。
 - ⑧法令等の定めにより、当社がカードの利用を停止する義務を負うとき。
 - ⑨会員が第25条(1)項又は(2)項の規定に違反している、又は違反している疑いがあると当社が判断したとき。
 - ⑩その他当社が会員として不適格と判断したとき。

- (3) 会員が前項の①～⑩に該当した場合、当社は、会員に対し、脱会の申し出をすることがあります。
- (4) (1)項又は(2)項各号の一つに該当したときは、通信料金等当社所定の継続的役務については、会員の責任において、速やかに支払手段の変更を行います。また、会員は、継続的役務の支払手段が変更されていない場合、当社が加盟店に対し、請求停止を依頼する場合がありますことを承諾します。
- (5) (2)項各号の一つに該当したときは、当社は、必要に応じ、直接又は加盟店、ATM若しくはCD等を通して、カードを回収することができます。カードの回収に要した費用及び(2)項⑤のクレジットカード現金化により生じたカード利用による支払金等は、本人会員の負担とします。また、会員は、当社又は加盟店からカードの返還を求められたときは、直ちにこれに応じます。
- (6) 本人会員が脱会、利用停止、又は会員資格の取り消しとなった場合は、家族カード及び付随カードについても、同時に、本人会員と同様の処理がされます。また、本人会員は、当社所定の方法で当社に申し出ることにより、家族カード又は付随カードのみの脱会又は利用停止をすることができます。

第15条 (期限の利益喪失)

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失うことを定め、本人会員は、本規約に基づく一切の債務について、その未払債務の全額を直ちに支払います。
- ①本人会員がショッピングの支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
- ②差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、公租公課の滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは特定調停等の申立てがあったとき、又は債務整理（任意整理を含む）を開始したとき。
- ③逃亡し、失踪し、又は刑事上の訴追を受けたとき。
- ④カードを他人に貸与し、譲渡し、質入れし、若しくは担保提供し、又は商品（権利を含む。以下同じ）を他人に貸与し、譲渡し（第14条(2)項⑤の買取屋による方式を含む）、質入れし、若しくは担保提供し、当社におけるカードの所有権又は商品の所有権を侵害する行為をしたとき、あるいは金融目的でクレジットカードを使用したとき（第14条(2)項⑤のキャッシュバック方式を含む）。
- ⑤住所、氏名、生年月日、勤務先若しくは年収等の入会申込書記入事項又は提出若しくは申告事項について、虚偽の申告をしたとき。
- ⑥会員が第25条(1)項若しくは(2)項のいずれかに該当した場合、第25条(1)項若しくは(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社との会員規約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。
- ⑦当社からの書留郵便による通知が申込書上の住所（住所変更がなされた場合は、その変更後の住所）あてに発送されたにもかかわらず、転居先不明、あて所に尋ね当たらず、留置期間経過又は受取拒否等の理由で到達しなかった場合で、その通知到達予定日から20日間を経過したとき。ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではありません。
- ⑧カードキャッシングの支払を1回でも遅滞したとき。ただし、割賦販売法の定めに基づき①号に定める催告を要する債権の未払債務については、期限の利益を失いません。
- ⑨カードショッピングの目的又は内容が会員にとって営業のため又は営業として締結したものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引について、本人会員がそのショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。ただし、割賦販売法の定めに基づき①号に定める催告を要する債権の未払債務については、期限の利益を失いません。
- ⑩自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
- ⑪当社に対する本規約以外の支払債務について期限の利益を喪失したとき。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合は、本人会員は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当社の請求により期限の利益を失い、その支払債務の全額を直ちに支払います。
- ①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- ②その他本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第16条 (連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)

- (1) 会員は、当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届け出た電話番号等に連絡されても異議ありません。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できたときは、この限りではありません。
- (2) 会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号、eメールアドレス、職業（勤務先等）、連絡先、取引目的、振替口座等について変更のあった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく、当社に通知又は届出をします。
- (3) 会員は、前項の通知又は届出を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不送達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ありません。ただし、前項の通知又は届出を会員が行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明した場合は、この限りではありません。
- (4) 会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、その受領拒絶の時に到達したものとみなします。また当社から会員あての書留郵便が留置期間経過をもって当社に返戻されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。
- (5) 本人会員は、カード入会後運転免許証を新たに取得した場合（運転免許取消後に運転免許証を再取得した場合を含む）、当社所定の方法により、運転免許証番号を当社に通知又は届出をします。

第17条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員が日本国外でカードを利用するとき、利用地で現に適用され、又は今後適用される諸法令、諸規約等により、許可書、証明書その他本規約に関する各種証明書等の書類が必要となった場合は、会員は、当社の請求に応じ、これを提出します。また、会員は、日本国外でのカード利用の制限又は停止に応じます。

第18条 (債権譲渡)

- (1) 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本規約に基づく本人会員に対する債権及びこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差し入れ、又は譲渡すること（信託の設定による担保差入れ又は譲渡を含む）及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ異議なく承諾します。この場合、会員に対する通知は省略します。
- (2) 前項の債権譲渡をした場合においても、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含む）は当社に集金事務を委託し、譲受人から本人会員に対し集金事務終了を通知するまでは、本人会員は当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済します。本人会員は、譲受人から上記終了の通知がなされたときは、その通知の内容に従って弁済するものとし、本規約に定める方法による弁済を停止します。

第19条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更する場合、あらかじめ本人会員に変更事項を通知するか、又は当社ホームページの該当箇所に掲載します。なお、会員が通知書到達後若しくは当社ホームページ掲載後にカードを使用したとき、又は通知書到着後異議なく2週間経過したときは、本人会員は、変更内容を承認したものとみなされることに異議ありません。

第20条 (準拠法)

本人会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されます。

第21条 (合意管轄裁判所)

本人会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、本人会員の住所地及び当社の本社、各支店、各センター又は各営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

第22条 (消費税)

本規約に係る諸手数料、年会費、サービス料その他について消費税が賦課される時、又は消費税率が変更されたときは、本人会員は、その消費税相当額又はその増額分を負担します。

第23条 (調査並びに住民票の取得及び利用)

- (1) カード入会申込者及び会員は、本申込みに係る審査のため、途上管理に係る審査のため、又は債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、その財産、収入及び信用等を当社又は当社の委託する者が調査しても、何ら異議ありません。
- (2) カード入会申込者及び会員は、本申込みに係る審査のため、途上管理に係る審査のため、又は債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、その住民票等を当社が取得し利用することに同意します。
- なお、カード入会申込者及び会員は、当社が住民票等の取得に際し、その入会申込書の写し、当社が債権状況を証する資料、その他交付の条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ありません。

第24条 (本人確認)

犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断わりすることやそのカードの利用制限をすることがあります。

なお、提出していただいた証明書の写しは、犯罪収益移転防止法でその書類の保管が義務付けられているため、返却できません。

第25条 (反社会的勢力の排除)

(1) カード入会申込者及び会員は、カード入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 前各号の共生者
- ⑨ その他前各号に準ずる者

(2) カード入会申込者及び会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、カード入会申込者及び会員が(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、カード入会申込者及び会員によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員資格を取り消し、若しくは本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。